

経営安定関連保証（セーフティネット保証）第1号認定のご案内

1 制度概要

経営安定関連保証制度とは、取引先の再生手続き等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行なう制度です。

2 対象中小企業者

法人の場合、登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地が加須市内である方。個人の場合は、事業実体のある事業所の所在地が加須市内である方。

3 申請期間

経済産業大臣による指定期間

4 必要書類一覧

必要書類	法人	個人	チェック ✓
認定申請書2通（実印を押したもの）	○	○	
直近1年分の決算書及び申告書の写し	○		
直近1年分の確定申告書及び青色申告決算書の写し		○	
登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※コピー可（但し発行後3カ月以内のもの）	○		
許認可証の写し（許認可を必要とする業種の場合）	○	○	
申請書に記載した内容を確認できるものの写し（債権届出書、売掛金元帳、売上台帳、試算表等）	○	○	
委任状（代理申請の場合のみ、様式自由）	○	○	

5 留意事項

- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効となる場合があります。
- ・認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。
- ・**認定書の有効期限は発行日を含め30日**です。
- ・提出された書類は、申請書1部を除きお返しできません。写しが必要な場合はコピーを取った上で申請してください。

6 申請先・問合せ

加須市役所 産業振興課

加須市三俣 2-1-1

Tel 0480-62-1111